

平成27年度税制改正に関する意見 概要

平成26年9月17日
日本商工会議所

基本的な考え方ー4つの課題

（成長戦略の担い手である企業の競争力強化による持続的な経済成長の実現）

- わが国経済は、回復の道筋を辿りつつあるが、電力・ガス・仕入れ等のコスト増や、人手不足による人件費上昇等の厳しい経営環境に直面し、中小企業における景況感の回復は力強さを欠いている
- 成長の主役は企業。企業の競争力強化を実現するため、法人税改革等の成長戦略の着実な実行が不可欠

（わが国経済における中小・中堅企業の役割、重要性とその活力の強化）

- 海外と競争する成長志向型企业や、高い雇用吸収力を持つ地域の中核企業、地域の暮らしやコミュニティを支える小規模企業等、多様な中小企業の活力がわが国経済の基盤であり日本経済の成長につながる
- 中小企業は中小企業基本法の基本理念である日本経済の活力維持・強化に重要な使命・役割を果たしている
- 中小企業は雇用や投資活動を通じて、地域経済や国民生活に大きく貢献

（地域経済の活性化と賑わいあるまちづくりの推進）

- 地域経済の再生無くして、持続的な日本経済の成長は望めない
- 女性や高齢者が活躍できる働き方の改革や、地域資源の利活用やコンパクトなまちづくりなど、新たな成長・発展モデルの構築が必要

（持続可能な社会保障制度の確立ならびに「人口急減・超高齢社会」の克服）

- 持続可能な社会保障制度確立のため、社会保障の重点化・効率化を徹底するとともに、行財政改革の断行等、歳出面での改革推進が必要不可欠
- 今後の「人口急減・超高齢社会」を克服するために抜本的な少子化対策に着手する時期にある

I. 中小・中堅企業の成長を喚起・後押しする法人税改革

＜法人実効税率は海外主要国並み20%台へ引き下げるべき＞

- わが国経済の持続的な経済成長を実現するためには、高い技術力を保有し、世界的に高い市場シェアを有するなど、海外市場で競争する中小・中堅企業の競争力強化や、地域の中小企業を支え、高い雇用吸収力を有する地域の中核企業の成長の喚起が必要
- グローバル競争が進展する中、諸外国が法人実効税率を引き下げており、わが国の法人実効税率（約35.6%）は国際的に見て未だ高い水準。企業の国際競争力の強化や、対日投資を拡大するため、諸外国との競争条件のイコールフットィングの実現は急務
- 「企業・人が最も仕事をしやすい国」の実現に向け、法人実効税率を海外主要国並みの20%台へ引き下げるべき
- 法人所得800万円以下の中小企業は50万社に達し、海外製品・サービスとの競争に晒されていることから、海外との競争に打ち勝てる水準まで中小法人の軽減税率を引き下げるべき

＜代替財源、課税ベースの拡大について＞

- 代替財源、課税ベースの拡大については、さまざまな視点から慎重に検討すべき（地域経済への影響、国際的な整合性、企業の成長への後押し、中小企業経営への影響や、制度の簡素化や公平性等）
- 法人実効税率引き下げの代替財源は、単年度の法人課税での税収中立ではなく、徹底した歳出削減に取り組むことはもとより、予算全体の中での財源確保や、複数年度における経済成長の果実を活用すべき
- 課税ベースの拡大については、単なる財源確保といった観点での検討は適切でない。地域を含めた経済への影響、国際的な整合性、企業の成長への後押し、中小企業の経営への影響、制度の簡素化や公平性等のさまざまな視点から慎重に検討すべき

【外形標準課税】

- 外形標準課税の適用拡大は、雇用や地域経済に甚大な影響を及ぼし、ひいてはわが国経済・社会の発展を阻害することから断固反対
- ・「従業員給与」に課税することから、賃金引き上げの政策に逆行し、経済の好循環の実現を阻害
- ・とりわけ、労働分配率や損益分岐点比率が高い中小企業への適用拡大は影響が甚大であり、断固反対
- ・諸外国でも賃金課税は稀であり、近年は撤廃している国が多い

【欠損金の繰越控除】

- 中小企業の欠損金繰越控除は制限すべきではない
- ・損益分岐点比率が9割と景気変動の影響を大きく受ける中小企業の経営の安定性を大きく阻害する

【租税特別措置の利用制限】

- 中小企業の成長を後押しする租税特別措置は制限すべきでない
- ・設備投資や研究開発など中小企業の成長を後押しする税制は、所得額でその適用を制限すべきでない
- ・中小企業は毎年同規模の所得を得ているわけではなく、利益の額は変動する。単年度所得で租特等の利用制限を行うことは、中長期での税制適用の見通しを不確実なものとし、予見可能性が損なわれる

【留保金課税】

- 中小企業の成長の基盤となる資本の蓄積を阻害する留保金課税の拡大には反対
- ・企業の成長にとって、投資の源泉となる利益の蓄積と自己資本の充実による財務基盤の強化は極めて重要。留保金課税の拡大は反対

II. 消費税引き上げに伴う課題

＜社会保障・税一体改革の着実な実行＞

- ・社会保障給付の重点化・効率化の徹底を図り、消費税率10%の範囲内で一定期間は持続可能となる全体をパッケージとした改革の断行が必要不可欠
- ・消費税率10%の範囲内で最大限持続可能な制度に近付けるよう、引き続き「重点化・効率化」を軸とした年金、医療、介護等の各制度の改革推進が必要

＜消費税率10%への引き上げの判断＞

- ・経済状況の推移や価格転嫁の実現状況を詳細に検討し、経済の環境整備に万全を期すべき
- ・引き上げにあたっては、円滑な価格転嫁に向けた取り組みの着実な継続、成長戦略の実行による企業の競争力強化、引き上げ後の景気の下振れをカバーする景気・経済対策の実施が必要

＜複数税率は、社会保障財源が大きく失われ、国民に別の形で負担を強いることから断固反対＞

- ・複数税率は高所得者ほど恩恵が大きく逆進性対策として非効率な一方で、社会保障財源の大幅な減収を招き、社会保障制度の持続可能性を損なう。低所得者対策としては、きめ細かな給付措置で対応すべき
- ・対象品目の線引きが不明確で、国民・事業者に大きな混乱を招く
- ・新たな区分経理の事務やインボイスの導入により、大きく事務負担が増加

＜円滑な価格転嫁の実現＞

- ・8%への引き上げは6割が全て転嫁できた一方で、BtoC取引や売上が小さい事業者ほど転嫁が難しいとの結果
- ・政府は引き続き、徹底的な広報や価格転嫁対策特別措置法に基づく実効性の高い転嫁対策を実施すべき
- ・価格転嫁に効果の高い外税表示選択の恒久化をすべき

Ⅲ. 円滑な事業承継に向けた抜本的な見直し

<事業承継税制の基本的考え方>

- ・わが国の経済成長の実現のためには、雇用を支え地域経済の中核となっている中小企業が事業を継続し、保有する経営資源を次代に円滑に繋ぎ、大きく成長していくことが必要不可欠
- ・経営者の経営努力で企業を成長させればさせるほど、非上場株式の評価が高くなり、中小企業の事業承継を困難にしている
- ・中小企業の実態やニーズを踏まえ、**事業承継税制の抜本的な見直しが必要**
- ・中長期的には、事業者が事業用資産を損なうことなく十分な形で次世代に事業を承継できるよう、事業用資産の承継に係る非課税措置の実現が必要

<事業承継の円滑化に向けた税制措置の拡充>

○事業承継税制の抜本的な見直し

- ・相続時に実質的に売却困難である2/3を超える非上場株式の相続税負担は円滑な事業承継を阻害するため、**猶予株式2/3要件の100%への拡充**
- ・猶予株式2/3制限かつ80%の納税猶予では、結果として猶予効果が約半分にとどまることとなり、効果が薄く利用が進まないことから、**猶予割合の100%への引き上げ**
- ・人材に限られる中小企業では兄弟等で経営している場合も少なくないことから、**兄弟等複数人での承継を納税猶予の対象に加えることを認めるべき**

○分散した株式の集中化を阻害する税制措置の見直し

- ・分散した株式の集中化を図る場合、株式評価額が高いため、後継者の買い戻しが極めて困難。会社へ譲渡した株主に掛かるみなし配当課税の見直し等、**分散した株式の集中化を阻害する税制措置の見直し**

○取引相場のない株式の評価方法の見直し

- ・取引相場のない株式は、経営努力により企業価値を向上させるほど評価額が高くなり、相続税負担が重くなるという弊害が生じている。後継者が価値ある企業の経営資源を円滑に承継し、雇用や投資を通じて企業の成長を図る観点から、配当還元方式やDCF等の様々な評価方式を検討し、事業の継続を前提とした**取引相場のない株式の評価方法に抜本的に見直すべき**

○贈与税猶予制度の見直し

- ・先代経営者から事業を引き継いだ2代目後継者が高齢化した場合に、3代目への譲渡しを実現し、次世代に円滑に事業を継承していく観点から、**贈与税の納税猶予の3代目への引き継ぎを可能とすべき**

○個人事業主の事業用建物等についての特例の創設

- ・個人事業主の事業承継の円滑化のため**個人事業主の事業用建物に係る相続税を軽減する措置**の創設

Ⅳ. 中小・中堅企業の活力強化に資する税制

<中小・中堅企業の成長を喚起・後押しする税制の拡充・本則化>

○企業の成長を後押しする税制の拡充・本則化

- ・消費税引き上げに向けた企業の経営改善を後押しする**商業サービス業活性化税制の拡充・本則化**

○新規創業促進ならびにベンチャーを後押しする税制

- ・経営基盤が弱い創業直後の企業の発展を後押しするため、**創業後5年間の法人税・社会保険料の減免**
- ・**エンジェル税制の利用促進**（適用企業の事前確認制度の強化等の運用面の改善、適用要件の拡充等）

○研究開発促進に向けた税制措置の拡充

- ・わが国のものづくりを支える中小企業の研究開発を後押しする**研究開発税制の拡充・本則化**

○企業の前向きな投資を阻害する税制の廃止

- ・前向きな設備投資を阻害する**償却資産に係る固定資産税、事業所税の廃止**

○会社法改正に伴う監査役設置会社の登録免許税の非課税措置

- ・本年、成立した会社法改正に伴い、中小企業の実態は何も変わらないにも係らず、監査役職務範囲を会計に限定する旨の定款への登記が義務付けられる。**当該登記に関する登録免許税は非課税とすべき**

○地球温暖化対策税対策税の抜本的な見直し

- ・エネルギーコスト高騰による国民・事業者の負担軽減に向け、**地球温暖化対策税のさらなる税率の引き上げ、森林吸収源対策への使途拡大には反対、むしろ税率を引き下げるべき**

<中小企業や地域を牽引する中核企業の成長を後押しする税制措置>

○中小企業基本法を念頭においた税法上の中小企業の基準の拡大（資本金1億円以下→3億円以下）

- ・税法上の中小法人の範囲は、法人税法において資本金1億円以下とされているため、中小企業基本法上の中小企業の中には、対象とならない者が存在。中小企業の成長を促進するため、中小企業基本法における中小企業の範囲を念頭とした、**税法上の中小企業の基準の資本金3億円以下への拡大**

○中堅企業（資本金3億円超10億円以下）の成長を後押しする税制措置

- ・地域経済を牽引する中堅企業（資本金3億円超10億円以下）は、地域経済や中小企業への波及効果が大きく、成長に向けた取り組みへの喚起が重要であることから、**成長を後押しする租税特別措置の拡充**

○資本金1億円超の同族会社に対する留保金課税の廃止

- ・自己資本の充実を抑制する、**資本金1億円超の同族会社に対する留保金課税の廃止**

V. 内需拡大・地域活性化に資する税制措置

<内需拡大に資する税制措置>

○住宅税制の拡充・延長

- ・経済波及効果の高い住宅需要の、消費税引き上げによる実効性のある反動減対策が必要。住宅取得を支援する**住宅取得資金の贈与税非課税措置の拡充（3,000万円）・延長、登録免許税・不動産取得税の特例の延長**

○中心市街地活性化、都市再生・再開発に資する税制措置の延長

- ・企業の新規投資や都市の再開発を後押しする、**特定事業用資産の買換え等の特例措置の恒久化**
- ・中心市街地活性化基本計画に基づく事業を実施する**まちづくり会社に対する不動産取得税、固定資産税の減免**
- ・魅力ある都市づくりに向け、都市再生・再開発、地域活性化に資する**都市再生促進税制の延長**

○固定資産税に係る負担軽減

- ・固定資産税の負担の適正化・均衡化を図るため、商業地に係る**負担水準の上限の引き下げ・土地に係る負担調整措置（住宅地の1/6特例、商業地の据置措置・条例減額措置等）の延長等の措置が必要**

○訪日外国人向け免税店制度の簡素化、共同免税カウンターの設置

- ・免税店の個店毎の免税カウンター設置は中小企業や商店街では対応が困難なため、観光振興の観点から、免税店の免税カウンターの設置義務を簡素化し、商店街や地域の観光地毎に**共同の免税カウンター設置を認めるべき**

○資産の世代間移転を促進させる資産課税の見直し

- ・貯蓄率の高い世代から若年層への資産移転に効果の高い**教育資金贈与特例を、結婚・出産・育児費用に拡充**

○防災・減災に係る税制措置の創設

- ・災害時における事業継続に有効な**免震・制振装置及び自家発電装置への設備投資減税の創設**
- ・防災力向上に向け、老朽家屋の除去後の**土地（更地）に係る固定資産税・相続税評価の減免制度の創設**